		Г		1	
電気設備工事特記仕様書	① 設 計 図	に提出する。印刷・製本費用は請負者負担とする。	26 施 工 調 査	・下記によるほか、改修標準仕様書による。 調査項目(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・))	
I 工事概要		(大冊となる場合は分冊とする。表紙及び背表紙には「年度」、「施設名」、「工事名」、「工事区分」を記載し、『設計図』との標記をすること。詳細は監督職員の指示による。)		調査範囲(・図示・・)	
1 エ 事 名 宮崎県生活情報センターLED更新工事	- (12) 完 成 図	<ul><li>─ 提出要 原図</li><li>○ A1 1 部</li></ul>	27 金 属 管 の 塗 装		
2 工 事 場 所 宮崎県宮崎市江平西2丁目1番20号	. [	- 白コピー製本 (A1 2 部 ( ) 縮小図 2 部 ( ) 線院1部、本部1部 )	'	・居室 ・ 配線室(EPS) ・ 屋外 ・ 電気室 ・機械室	
3 工 期 ① 着工 令 和 年 月 日 完成期限 令 和 5 年 3 月 15 日		CADデータ ・	② 電 線 類		
・部分完成 完成期限 令和 年 月 日 (対象部分 )	(13) 施 工 図 等			○ EM-EEF ○ EM-IE ○ 既存建物のケーブル外皮の色は、既存配線と整合させる。	
・建築工事特記仕様書による。		に記載する提出基準により提出を求めるものを監督職員に提出する。 ただし、製作図等で原図として提出できないものは、原図に変わるものとして良い。	'	EM - EEFケーブルの外皮の色は、一般回路: 灰色、保安回路: 赤色、     UPS回路: 緑色とする。     機能等の定めのないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。	
4 発 注 方 式 ○ 総合発注 ・ 分離発注( ・電気設備工事 ・ ) ・ 単独発注		提出部数 原図	29 配管本数、管路など	<ul><li>● 規格等の定めのないものは、ハロゲン及び船を含まない材料で構成されたものとする。</li><li>● 分電盤、制御盤、端子盤等の2次側以降の配管配線経路、配線太さ、配線本数</li></ul>	
5 建 物 概 要	, [	原図 白コピー製本 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	北日平奴、百館など	万电差、利pp室、項丁盤等0/2次間以降00配官配線症故、配核入さ、配標本故 管径等は、図面と相違しても差し支えない。ただし、監督職員の承諾を受けるものとする。	
F(B F,PH F)   ・新築・増築・改修	① 保全に関する資料	提出部数 2 部 ・ 部	30 ケーブル配線方法	特記なき限り、天井ふところ内いんべい配線とし、専用支持具等により吊ボルト等に固定し、 整然と布設するものとする。	
F(B     FPH     FPH     ・新築・増築・改修       F(B     F,PH     F)     ・新築・増築・改修	19 工 事 写 真	分類 規格 撮影枚数 提出部数	31 フラッシュプレート	フラッシュブレートの材質は、特記なき限り次のとおりとする。	
F(B     F,PH     F)     ・新築 ・増築 ・改修       F(B     F,PH     F)     ・新築 ・増築 ・改修	11	* 電子データ(デジが) 各現場毎3以上 1 ・サービス判		・新金属 ・ 合成樹脂	
F(B     F,PH     F)     ・新築・増築・改修       F(B     F,PH     F)     ・新築・増築・改修	1	工事施工 ・電子データ(デジが) 1/月以上 1 推捗状況 ・サービス判 1	32 フロアプレートベース	・水平高低調整付(空転防止リング付) ・ 砲金製 ・ アルミ合金製	
6 エ 専 項 目 (●印のついたものが対象工事種目) エ 事 項 目 建物別及び屋外	,  '	エ 事 中 ・電子データ(デジカが) 各整環項目毎3以上 1 日本・サービス列 国土交通名大臣官房官庁業結総管修「常純工事写真術影要領(景新版) による。	33 停 電 時 期 工 法	あらかじめその時期、工法等を監督職員と打ち合わせ、施工計画書を提出したうえで	
<ul> <li>正 事 項 目</li></ul>	19 完成写真	国土交通省大臣官房官庁宣補部監修/ 営補工事写真撮影要領(裁勅僚)」による。 次のものを監督職員に提出する。	③ 監督職員事務所	作業を行うものとし、施設の運営に支障を来さないよう特に注意する。  ・ 設ける  ・ 設ける  ・ 設ける  ・ 設けない(ただし、打ち合わせスペースを確保する。)	
一版 コンセンド	<b>以</b> 元 成 ⋺ 具	分類 規格 撮影箇所・枚数 提出部数	₩ 無 申 務 所	・ 放ける ・ 接集工事に準ずる。 備品の種類及び教量	
知	11	カラー イヤこへ刊 監督職員の指示による 2		信品 数量 信品 数量	
電力 貯蔵 設 備 直 流 電 源 交流無停電電源 ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○	17 残 土 処 分	<ul><li>・構内の監督職員指示場所に敷きならし</li><li>・構内の監督職員指示場所に堆積</li></ul>			
構內情報通信網設備     O     O       構內交換設備     O     O	_	・構外搬出(約 km)			
情報表示股備 出退表示時刻表示 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	]   `		③ 機 材 等	1) 本工事に使用する設備機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は 同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。	
拡   声   設   備     O   O   O   O   B   導 支 援 設 備   インターホントイレ等 呼 出 O   O   O   O   O   O   O   O   O   O	19 足 場 そ の 他	別契約の関係請負者が定置したものは、無償で使用できる。     本工事で設置する。(改修標準任株書第1編第2節2.2.1によるほか下記による。)     内部足場等(種)     外部足場等(種)	③ 機材の品質・性能証明	設備機材は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明資料又は外部機関等が発行する 資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受ける。提出する資料の詳細は、機材の品質 性能証	
7 日 版 版	[]	足場の組立、解体、変更の作業等においては、「「手すり先行工法に関するガイドライン」 について」(平成21年4月)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」での「手すり先行		明で提出する資料の詳細(本特記仕様書(その2))による。 なお、標準仕様書に規定される製作図、試験成績表等を含む。	
監 視 カメラ 設 備     医     療用防     犯     ○     ○     ○     ○       防犯・入退室管理設備     入退 室管理防     犯     ○     ○     ○     ○     ○	11	工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり 先行専用足場方式により行うこと。	37 蛍 光 灯 安 定 器		
火災報知設備     自動火災報知     自動財額     ○     ○     ○     ○     ○       非常警報     びる漏れ警報     ○     ○     ○     ○     ○	20 耐 震 措 置	耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針最新版	38 LED 制 御 装 置		
中央監視制御設備     O     O     O       昇降機設備     エレベーターエスカレーター O     O     O     O	11	(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)による。 (1)機器の据付け及び取付け	39 コンセントの識別		
構内配電線路設備     電力引込み構内外線     ○     ○     ○     ○     ○     ○       外     灯駐車場管制     ○     ○     ○     ○     ○	11	設計用水平地震力は、機器の質量に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度 を乗じたものとする。		自家発回路(10秒・40秒起動共)は、赤色とする。 UPS回路は、緑色とする。	
構内通信線路設備 通信 引込み通信 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	1	設計用標準水平震度級の施設 -特定の施設級の施設 重要機器級機器 重要機器級機器	40 &	フラッシュブレートに一次側電源盤名称、回路番号を明記すること。	
I 工事仕様		里安仮命一般仮容     里安城奇一般 仮容       上 層 階 機 器 2.0 1.5 1.5 1.0	40 発 電 設 備	コージェネについては、機器類に総合効率測定用のセンサー類を設置すること。 保安装置には、蓄電池の充電器や制御電源の配線用遮断器のトリップを警報 する機能を設けること。	
1 . 共 通 仕 様 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、下記による。 1) 国土交通省大臣官房官庁営結勘監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)		屋上及び防振設置機器 20 20 20 1.5 塔屋水槽類 20 1.5 1.5 1.0		する機能と成けること。 定格実負荷試験は( - 3時間 - 10時間 - 72時間)以上行う。	
(最新版)」(以下、「標準仕様書」という。)及び「公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編)(最新版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)		中 間 階 機 器 1.5 1.0 1.0 0.6 防振設置機器 1.5 1.5 1.5 1.0	41 管路式地中線路及び直埋 式地中線路の埋設深さ	埋設深さは及び施工は特記なき限り、JIS C 3653による。	
並びに「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(最新版)」(以下、「標準図」という。) 2) 機械設備工事及び建築工事を木工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事それぞれの		水槽類 1.5 1.0 1.0 0.6 地階・1階機器 1.0 0.6 0.6 0.4	42 インバーター装置の	三相可変速電動機用インバーク装置の規約効率は、次の数値以上とする。	
工事仕様書を適用する。		防振設置機器 1.0 1.0 1.0 0.6 水 槽 類 1.5 1.0 1.0 0.6	規 約 効 率	電動機出力(XW) 0.4 0.75 1.5 2.2 3.7 5.5 7.5 11 15 18.5 2.2 3.0 3.7 45 セバータ効率(3) 86.0 88.5 92.0 93.0 94.0 94.0 94.5 94.5 95.0 95.5 95.5 95.5 95.5	
2 . 特 記 仕 様 1) 項目は、番号に〇印の付いたものを適用する。		※病院は特定の施設とし、それ以外は一般の施設とする。 ・上層性はは~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、 10~18世紀の場合は最大は、10階以上の場合は、日本の機能はよって		備考 1) 規約効率は、JEM-TR245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。	
<ul><li>2) 特記事項のうち選択する事項は、〇印のついたものを適用する。</li><li>目 特 記 事 項</li></ul>	-	10~12階建の場合は上層9階、13階以上の場合は上層4階とする。 ・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないものとする。 ・重要機器は次のものを示す。		<ol> <li>インパーター効率は、100%負荷時の値とする。 IP4X、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。</li> </ol>	
) エ 事関係書類の作成においては「工事関係書類一覧及び参考書類」を使用すること。	7		43 保 護 協 調	保護維電器等の保護協調検討書(地絡、過電流)を監督職員に提出する。	
		(2)設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とする。	44 再 使 用 機 器	取り外し再使用する機器は、清掃及び絶縁測定を行ったうえで取り付ける。	
② 電 気 工 作 物 ○ 自家用 ・一般用	21 放射線防護対策	放射線使用室の壁にボックス、盤等を埋め込む場合は、その裏面に必要な厚さの鉛板を当て、	49 他工事との取合い		
③電源周波数 ⋅ 50Hz		放射線防護の処置を行う。 配管の放射線防護は、貫通部径の2倍の長さまで鉛巻きを行うこと。	46機器取付高さ	図面に特記なき場合は、表-1「機器標準取付高さ」による。	
④ 工事実績情報の登録 ○ 要 ・ 不要 ⑤ 電 気 エ 事 士   自家用は、第一種電気工事士により施工する。	22 気 密 エ 法		④ 工事概要 電灯設備	共用部照明器具のリニューアル更新を行う工事	
		及び機器等は、他の室との汚染空気の流出入を防止するため、シール材充填や 防塵パッキンの使用等、気密保持に必要な処理を行う。 (部屋名: ・ パイオケリーンルーム ・ 手術室 ・	48 特 定 工 事	特定工事とは、医療関係(福祉施設含む)設備工事の中で、その工事の不備が原因で直接人命に 危険を及ぼすおそれのある工事であり、次のとおりとする。	
⑤ エ 事 用 水 構内既存設備 ○ 利用できる(・ 有償 ○ 無償) ・ 利用できない	23 配 管 材 料			周度でははするてれいののようにのが、ないとのかとうる。 特定工事: 受変電設備工事(停復電動作フローに影響を与えるもの)、医用接地工事、医用 非接地配線設備工事、防火区画を貫通する配管等の周囲の穴埋め工事、放射線	
7 エ 事 用 電 カ 構内既存設備 ○ 利用できる(・ 有償 ○ 無償) ・ 利用できない	1	<ul><li>・ エキスルンション部の配管材は、特記なき限り2種金属製可とう電線管とする。</li><li>・ 防火区画の配管材は、特記なき限りE管とする。</li></ul>		防護に関わる部分の工事及びその他これらに類する工事 特定工事の施工	
8 官 公 署 へ の 手 続 き 工事施工に伴う官公署への工事着手、施行、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への 必要な届出手続き等を遅滞なく行うこと。なお、届出手続き等の費用は、請負者の負担とする。	24 配 管 方 法			<ul> <li>a) 施工に当たっては、あらかじめ入念に施工計画をたて、当該工事の施工に直接従事する 作業員等関係者の指導監督に特に留意するほか、施工管理責任者を定めて、</li> </ul>	
(完成検査手数料、中間検査手数料、昇降設備計画通知・検査手数料等を含む)		いんべい又は埋込みとする。 - 幹線配管等で吊金物が図示されている場合は、直径9mmのボルトで吊下げた	'	工事完了後に施工状況を確認する。 b) 工事ごとに設計図書に指定された試験、検査、確認等を完全に実施して安全確認をした後、	
9 技 術 検 査     実施回数 回以内       実施段階(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		パイプハンガー(40+45+t2)を使用するものとする。		特定工事施工報告書を監督職員に提出し、承諾を受ける。	
⑪ エ 事 用 仮 設 物 構内につくることが(・ できる○ できない)	25 予 備 配 管	長さ1m以上の入税しない電線管には、ビニル被運鉄線(1.2mm以上)を挿入し 各配管端末には、カバーブッシングを取り付ける。 予備配管として、分電盤から(E25)又は(PF22)を2本天井ふところ内まで立ち上げる。			
		ヤ偏配官として、分電型から(E25)又は(PF22)を2本大井かとこの内まで立ち上げる。 ただし、EPSは除く。			
	<del></del>		•	<del></del>	図面名 No.
			i i	宮崎県消費生活ヤンター	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
				宮崎県消費生活センター   <sub>工事名</sub>   宮崎県生活情報センターLED更新	電気設備工事特記仕様書 E- :工事